

松戸市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のWEBページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 部局 松戸市行政組織条例(松戸市条例第23号)第1条第1項の課及び本部、第2項の担当部をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、主管部局長が別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、主管部局長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部局長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部局長が別途定める。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載申込みを行おうとする者(以下「申込者」という。)は松戸市広告掲載申込書

(第1号様式)により市長に申込むものとする。

2 申込みの方法は、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参のいずれかとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、松戸市広告掲載申込結果通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに際し疑義が生じたときは、次条に規定する審査機関の審査結果に基づいて決定するものとする。

(審査機関)

第10条 広告掲載について、前条第2項に規定する審査を行うため、松戸市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は財務部長を、委員は財産活用課長、契約課長、行政経営課長、政策推進課長、広報広聴課長、商工振興課長、文化観光課長及び消費生活課長をもって充てる。

3 委員長は前項で定める委員のほか、広告媒体を主管する課長及び、関連する課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(リース物件等)

第12条 リース契約等により、市が取扱う物件への広告掲載については、前条までの例による。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、財産活用課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。